

決 定 書 （ 要 旨 ）

異議申出人から、令和 8 年 4 月 20 日に提起された令和 8 年 4 月 12 日執行の多摩市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、多摩市選挙管理委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を認容し、当選人伊集院聡氏の当選を無効とする。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

伊集院聡氏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求める。

2 本件異議申出の理由

被選挙権に係る住所要件は、多摩市の区域内に引き続き 3 箇月以上住所を有していなければならないが、伊集院聡氏はその要件を満たしておらず、公職選挙法第 9 条及び第 10 条に違反している。

また、居住実態についても、多摩市外の自治体に妻子が居住しているとの情報があり、生活の本拠が多摩市内に存在するかについて重大な疑義がある。

争 点

公職選挙法第 9 条第 2 項及び第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づく本件選挙の被選挙権の要件は、「引き続き 3 箇月以上多摩市内に住所を有する者」に該当することである。したがって、本件異議申出の争点は、当選人が本件選挙の選挙期日前 3 箇月間である令和 8 年 1 月 12 日から同年 4 月 12 日までの間、引き続き多摩市に住所を有していたか否かにある。

決 定 の 理 由

多摩市選挙管理委員会は、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。その審理に当たっては、異議申出人及び当選人から提出された証拠物、当選人に書面により行った質問に対する回答書、当選人及びその母に実施した証人尋問における証言並びに当選人が令和 8 年 3 月 18 日まで勤務していた職場への聴取結果を踏まえ、慎重かつ厳正に検討した。

1 多摩市選挙管理委員会の判断

(1) 住民登録等の状況

当選人は、令和8年1月1日を転入日として、同年1月13日に多摩市に転入届を提出し、同日、運転免許証の住所変更手続きを行っている。これらの事情から、現住所地（多摩市内）へ住所を移転する意思を有していたことは認められる。ただし、住所の有無は住民基本台帳上の届出のみによって決定されるものではなく、実際に生活の本拠が移転していたかについては、現住所地での具体的な居住実態等を踏まえて判断する必要がある。

(2) 転居の経緯

当選人は、父の死亡に伴う母との同居、通勤時間の短縮等を理由として現住所地へ転居した旨を説明しており、その転居動機には一定の合理性が認められる。また、現住所地は当選人の実家であり、生活を開始するための環境が既に整っていたことから、転居に際して引越業者を利用せず、少量の荷物のみを持参して生活を開始したとしても直ちに不自然であるとはいえない。

しかし、当選人が本件選挙の期日前3箇月間において継続して現住所地を生活の本拠としていたとの主張については、これを客観的に裏付ける資料は十分とはいえない。

(3) 起臥状況

当選人及び母は、当選人が週5日又は6日程度現住所地で生活していた旨を述べるが、その起臥状況に関する説明は具体性を欠いており、母の証言からも当選人の起臥状況を具体的に把握していたと認めることは困難である。また、両者が同居していたとするにもかかわらず、日常生活に関する具体的なやり取りは確認できず、生活実態を裏付ける事情としては乏しい。

(4) 生活状況

現住所地における家事全般は母が担っており、当選人が行うのは食事後の食器の片付け程度にとどまっていた。生活費の負担も、外食や買い物の際の支出に限られていた。その生活状況は、妻及び子らと生活していた前住所地（多摩市外）における生活と比較しても明確な変化をうかがわせるものではなく、現住所地を新たな生活の本拠としていたことを積極的に裏付ける事情とはいいがたい。

(5) 前住所地との生活の結び付き

当選人は転居後も前住所地へ定期的に宿泊していたことが認められるほか、妻及び子らは引き続き前住所地で生活していた。また、生活を開始したとする令和8年1月1日から半年以上が経過した同年7月の当選人及び母に対する証人尋問時点においても、家族の転居に向けた具体的な準備状況は明らかではなく、生活費の負担方法の整理は行われていなかった。このことから、前住所地との生活上の結び付きは、転居後も相当程度維持

されていたものと認められる。

加えて、令和 8 年 3 月に多摩市内で頻繁に政治活動を行っていたことが認められるが、3 月下旬において前住所地を起点としていたことから、前住所地に宿泊していたとしても、多摩市内で駅利用者の出勤時間帯から政治活動を行うことが可能であったと認められる。

(6) 通勤実態

当選人は現住所地から自家用車で通勤していた旨を説明するが、その説明には一定の合理性が認められるものの、提出されたコインパーキング領収書及びガソリン給油領収書のみからは、その起点が現住所地であったことを客観的に認定することはできない。

(7) 光熱水費の使用状況

光熱水費の使用状況についても、現住所地及び前住所地の双方に居住者が存在することから、その数値のみをもって生活の本拠を認定することはできないものの、現住所地における使用量は、当選人が継続して現住所地を生活の本拠としていたことを積極的に裏付けるものとは認められない。

(8) 客観的資料の提出状況

PASMO 利用履歴は、当選人が前住所地又は現住所地のいずれを起点として移動していたかを確認し得る、本件の争点に直接関係する重要な客観資料であった。そのため、当委員会は、取得方法及び開示請求手続を具体的に説明した上で、複数回にわたり提出を求めた。しかし、当選人から提出はなかった。このことから、当選人が現住所地を生活の本拠としていたとする主張については、客観的資料による立証が十分とは認められない。

以上の事情を総合的に考慮すると、前住所地との生活上の結び付きを示す事情は複数認められる一方で、現住所地を生活の本拠としていたことを裏付ける客観的資料は乏しい。また、当選人が主張する起臥状況及び通勤実態を検証し得る資料も十分に提出されていないことから、当選人が令和 8 年 1 月 12 日から同年 4 月 12 日までの間、継続して現住所地に生活の本拠たる実体を備えた住所を有していたと認めることはできない。

したがって、本件選挙における被選挙権を有していなかったものと認められる。

2 審理の結果

以上のとおり、当選人は本件選挙の期日前 3 箇月間において、引き続き多摩市内に住所を有していたとは認められず、本件選挙における被選挙権を有していなかったものと判断する。

よって、当選人の当選は無効とされるべきであるから、本件異議申出は理由があり、主文のとおり決定する。

令和 8 年 10 月 2 日

多摩市選挙管理委員会

委員長 黒澤 菜穂子

教

示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。